

全日本アンサンブルコンテスト実施規定

昭和59年7月1日

改定 平成元年11月22日 平成3年11月22日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日
平成17年5月27日 平成20年3月19日 平成25年3月19日 平成25年11月22日 平成26年3月20日
平成27年3月20日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出されたグループが参加して、毎年3月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 部門順序及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- ① 中学校の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

(参加規定)

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

第7条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学校の部
同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
- ② 高等学校の部
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ③ 大学の部
同一の大学に在籍している学生とする。

④ 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 参加グループの人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第9条 参加グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

第11条 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第13条 演奏時間は5分以内とする。

第14条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第15条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第16条 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

第17条 本大会に各支部連盟より選出するグループ数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。ただし、同一団体からは1グループとする。

2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表グループを全日吹連に報告する。

(その他)

第18条 本大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第19条 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第20条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第21条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

全日本アンサンブルコンテスト審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和63年3月6日 昭和63年7月2日 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日

平成27年3月20日

第1条 この内規は、本大会実施規定第15条・16条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、各部門ごとに、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

第3条 審査員は、各部門ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の基準は次のとおりとする。

① 審査員の過半数がA評価・・・金賞

② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞

③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。